

プレミアム付商品券事業のお知らせ

(プレミアム付商品券購入引換券の交付申請について)

行方市

●プレミアム付商品券購入引換券交付対象者 (①と②の両方対象の方は両方の条件で購入可)

①令和元年度分の市町村民税(均等割)が課税されない方

ただし、下記のA～E場合は対象外となります。

- A.あなたを扶養している方が令和元年度分の市町村民税(均等割)が課税されている場合
- B.生活保護制度の被保護者となっている場合
- C.4中国残留邦人等に対する支援給付の受給者である場合
- D.ハンセン病療養所等非入所者給付金の受給者である場合
- E.ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第19条の規定による援護を受けている者である場合

②2016.4.2～2019.9.30までの間に生まれた子が属する世帯の世帯主

②の条件に該当する世帯主へは、申請なしで行方市から購入引換券を直接郵送します。

●商品券の販売額

◎1人につき25,000円分の商品券を20,000円で販売します。

※5,000円分(1,000円分5枚1組)の商品券を4,000円で期間中5回まで分けての購入もできます。

●基準日

①の基準日：平成31年1月1日時点 ②の基準日：令和元年6月1日(7月31日・9月30日)時点

申請方法

①に該当する方

●申請先：行方市役所 玉造庁舎 社会福祉課 プレミアム付商品券担当係

●申請期間：令和元年8月6日(火)～令和元年11月29日(金)まで

●申請書類：「プレミアム付商品券購入引換券交付申請書」を対象者の方へ8月6日(火)に市役所から郵送します。

※交付申請書の記入方法については、申請書「記入例」を参照してください。

※記入した交付申請書は通知書(お知らせ)と併せて郵送した返信用封筒で行方市役所社会福祉課に送付してください。

●その他：基準日(平成31年1月1日)時点で住民票が行方市にある方が対象です。

※一定の住居を持たない方でいずれの市区町村にも住民票がない方については、基準日の翌日以降であっても行方市で住民票の手続きを行えば申請を行うことができます。

※DV被害者や児童福祉施設等に入所している児童等で、他の市区町村から住民票を移さずに行方市にお住まいの方については、行方市で申請を受け付けることができる場合がありますのでご相談ください。

プレミアム付商品券購入引換券の交付

①に該当する方

●交付方法：提出された交付申請書で対象者であることを確認後、プレミアム付商品券購入引換券を交付(郵送)します。

※購入引換券は対象の人数分(1人につき1枚)交付します。

※9月中旬の郵送予定です。購入引換券は再発行できません。大切に保管してください。

プレミアム付商品券の販売

①②共通

●販売場所：市内11カ所の郵便局(麻生・矢幡・行方・大和・北浦・武田・要・玉造・井上・羽生・玉造上山)

●販売期間：令和元年10月1日(火)～令和2年1月31日(金)まで

※販売時間は9:00～16:00までになります。

※土、日、祝日は郵便局窓口が休みのため販売していません。

●販売方法：プレミアム付商品券購入引換券で購入対象者の確認を行います。(忘れず持参してください)

※販売するときに、運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、健康保険証等で本人確認を行います。

●その他：商品券の有効期限は令和元年10月1日(火)～令和2年2月29日(土)までになります。

※有効期限が過ぎると無効となり商品券を使うことができません。

※販売した商品券は払い戻しできません。

ご注意

●申請期間は、各市区町村により異なります。行方市以外が申請先となる方は、事前にその市区町村に問い合わせるか、ホームページなどで確認してください。

●行方市から転出された方は、行方市の購入引換券を転出先のものと同交換することができます。転出先の市区町村にお問い合わせください。

問い合わせ先

お問い合わせ 行方市役所 玉造庁舎 社会福祉課「プレミアム付商品券担当窓口」 電話：0299(55)0111

